

令和2年度 第3回

新宿区景観計画検討小委員会議事録

令和3年2月3日

新宿区都市計画部景観・まちづくり課

令和2年度第3回新宿区景観計画検討小委員会

開催年月日・令和3年2月3日

出席した委員

中島直人、篠沢健太、坂井文

欠席した委員

伊藤香織

議事日程

議題1. 景観まちづくり計画および景観形成ガイドラインの改定方針（骨子案）について

議題2. ワーキンググループについて

議題3. その他

議事のでんまつ

午前9時29分開会

○事務局（景観・まちづくり課主査） 今日ご出席の委員の皆さんがおそろいになりましたので、早速ですが始めさせていただきます。第3回の検討小委員会ということで、今日はまた議事録の業者がオンラインで入っております。つきましては、ご発言されるときに、映像で手を挙げるような素振りを見せていただくか、合図をしていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。また、**中島先生**の司会の下、進めさせていただきたいと思います。今日、区側ですが、私、田幡の他に4名控えております。

早速ですけれども、**中島先生**、司会をお願いします。

○中島委員長 分かりました。よろしくお願ひいたします。景観計画の改定の検討を丁寧に進めているわけですけれども、今日は第3回ということで、おおよそ改定の方針の骨子ができていますので、それに対してご意見を頂いて、多分第4回があるのですけれども、第4回ではほぼ完成版を確認することになると思いますので、実質的には今日で最後のご意見を頂くということになるかと思ひます。

本日、議題としては大きく2つあります。景観まちづくり計画および景観形成ガイドライン

の改定方針（骨子案）についてご意見を頂く。今までの既に頂いたご意見をまとめたものですが、それのご意見と、2番のワーキンググループについてということで、その2つが主だと思います。

それでは早速ですが、1番目の議題であります改定方針の骨子案について、まず資料をご説明いただきます。

議題 1. 景観まちづくり計画および景観形成ガイドラインの改定方針（骨子案）について

○梵まちづくり研究所（黒丸） では、黒丸からご説明させていただきます。よろしく願いいたします。今回、冊子としてまとめられている改定方針（骨子案）ですが、全体の構成はこれまでと大きくは変わっておりません。1つ目に改定のポイントが入っていきまして、その次に、これはこれまで参考資料でお見せしていたものですが、現行計画の全体構成の中に、改定した場合に何がどのように加わるかというものを示した全体像を入れまして、3番目として、それぞれの検討項目ごとに改定の方向性を順次並べていくというスタイルを取っています。

14ページ、4番「検討体制」を最後に入れております。こういった方向性になっていきまして、今日はこちらの、特にそれぞれの検討項目の中にあります改定方針について、過不足がないかどうか、先生方にご意見を頂きたいと思っています。

まず、1ページ目の改定のポイントですが、3本柱は大きく変わっておりません。1点目が、新たな視点や考え方に伴う追加・見直しを行っていくこと。2点目が、運用面での課題への対応。この2点目の運用面での課題への対応の中の2つ目の項目は、今回新しく追加したものになります。これまでの小委員会で、現行の計画・ガイドラインの錯綜している感じがすごく分かりにくいという先生方のご意見を何度かお聞きしましたので、全体の再整理が必要ということをここに追加しております。3点目のポイントが、現況にあわせた時点修正となっております。

では、2ページ目をご覧ください。これはベースになっているのが現行計画の章立て、ガイドラインについては改定を示しています。赤色のところが、今回改定を行う場所になっています。左側の景観まちづくり計画については、第1章・第2章について、新たな視点の追加の記載をしたり、新たな項目についての方針を追加したり、そういったものを行っていきます。右側の景観形成ガイドラインにつきましても、「全体的な構成の再整理を検討していく」と一番上に書いてありますが、それとともに、今、暫定的に、構成の再整理によってはこの構成自体が変わるかもしれないのですが、例えば2段目の広域というオレンジ色の枠の中の5つ目に赤い枠取りをした「夜間景観」とありますが、こういったところに夜間景観に関するガイドライ

ンの追加があり、要素別の4つ目、こちらも赤枠にしてあります「公共空間」も、公共空間に関するガイドラインを追加するのであればここではないかということを示しております。これを改定の全体像として整理しました。

では、3ページ目から検討項目ごとの改定の方向性を整理していますので、こちらについてご説明していきます。まず1点目がスカイラインに関する景観形成です。それぞれの検討項目については、改定方針として、まずどういう方向性で改定するかということを示した上で、今回の改定に当たっての現状と課題ですね。その下に、先生方に小委員会で出していただいた意見を抜粋したような形で、それぞれの項目を構成しています。

まず1つ目のスカイラインに関する景観形成の改定方針ですけれども、1点目が「スカイラインの考え方についての方向性を検討し、必要に応じて、景観計画等の記述を見直す」。2点目が、「超高層ビルが計画される際にはスカイラインの形成に関する資料の提出を義務付けるなど、事前に協議が可能となる仕組みを検討する」。この2点に整理しています。今後どういふふう動くか分かりませんので、無難な言葉にしがちなのですが、それでもやはり言葉足らずとか、これが抜けているのではないかということがあれば、後ほどご指摘いただきたいと思います。

この改定方針に至る現状と課題としましては、新宿駅周辺の再開発によって、都庁第一本庁舎を超える超高層ビルの計画が進んでいるということがあります。小委員会でも先生方から、「今後さらに高い計画が出てくる可能性がある」というご意見も頂きましたし、「スカイラインを考えるに当たっては、まとめりとして見たときにどう見えたらいいかを示す必要があるのではないか」といったご意見や、「スカイライン全体のデザインは、その是非についての根拠がないので、あるべき姿を具体的に示すことは難しいのではないか」というご意見を頂いています。

4ページ目にいきます。景観形成に影響を及ぼす建築物等の高さに関する考え方についてです。こちらについては改定方針としまして、「象徴的な眺望を保全するための『高さ』に関する考え方について検討し、必要に応じて、景観計画等への具体的な記述を検討する」としています。2点目が、「景観計画等への反映とあわせて、都市計画を活用したコントロール手法との連携に関する記述を検討する」と整理しています。こちらの背景ですが、新宿御苑周辺において超高層の建築物が計画されるなど、今後も象徴的な眺望に影響を及ぼす建築物が計画される可能性があるということがあります。そのため、眺望の保全に向けた高さに関する規制・誘導について検討が必要となっています。小委員会でも先生方から出された意見としましては、

「象徴的な眺望を保全するための制限ではなく、調和の方向で記述ができないか」といったご意見や、「計画する際に、眺望に関する検討が必要であることを記述してはどうか」といったご意見を頂いています。

3点目、夜間の景観形成をご覧ください。夜間景観につきましては、2点の改定方針を整理しています。1点目が、「東京都の『夜間における景観の形成に関する方針』との連携を図りながら、区としての方向性を検討し、景観まちづくり計画への追加を検討する」。2点目が、「必要に応じて、各ガイドラインへの具体的な記述を検討する」としています。こちらの背景としましては、東京都の景観計画に「夜間景観の方針」が追加されたことがあります。新宿自体にも特徴的な夜間景観があって、それが新宿らしさを創出するための重要な要素となっているという事実もあります。そういったことから、今回、夜間景観のガイドラインもしくは計画への反映を検討していきます。小委員会で先生方から出されたご意見としましては、神楽坂が事例に出ましたが、「夜間景観の方針はエリアごとに異なる。そのため、エリアごとに詳細な記述をしてはどうか」というご意見を頂いています。

4点目、新たな屋外広告物に関する景観形成です。こちらの改定方針としましては、「電子広告媒体に関する現状と課題を整理した上で、景観形成の方向性や基準を検討し、景観計画等への追加を検討する」としています。現行の景観計画の中では、屋外広告物の景観形成の中で少し表現があったり、屋外広告物に関する景観形成ガイドラインが既にありまして、その中の地域別ガイドラインの歌舞伎町地区の中で、大型ビジョン広告やデジタルサイネージの活用などについて言及していたり、一方で神楽坂の方では、光源の露出を避けて、電飾装置や電光ディスプレイなどの装置は設置しないなどの記述があります。ただ、今は電子広告媒体がかなり増えてきて、その掲出面積が広いことや、光が強いことなどから、景観への影響が増大していますので、新たに景観形成の方針や基準を検討していこうというものです。先生方から出された意見としましては、「屋外広告物は、地域の特性によって景観形成の方向性が異なるため、エリア別ガイドラインへの反映や関連付けが必要ではないか」というご意見を頂いています。

続きまして、5点目、景観の国際化に関する視点です。こちらの改定方針としましては、「社会情勢の変化に伴う新たな視点として整理するとともに、『日本らしい景観』や『国際色豊かな景観』を地域の個性として捉え、景観計画等に反映していくことを検討する」。2点目が、「新宿らしい景観をともにつくる、という考え方を示し、多様な文化に基づく景観を形成していく仕組みについて検討する」と整理しています。背景としましては、インバウンドの増加に伴って日本らしい景観が求められていること。また、既に新宿区には生活に根差した国際

色豊かな景観もあるといった背景があります。今後、国際化をさらに進めていく上での景観の在り方として、景観計画等でも触れる必要があるのではないかとすることが背景にあります。

小委員会でお出されたご意見としましては、「国際化というと、良い面だけではなく、サインの乱立やホテルの増加など、国際化による景観の破壊という側面もあるのではないか」といったご意見や、「国際色豊かであるとか日本らしいというのは、地域の個性としてエリア別ガイドラインに記述していけばよいのではないか」といったご意見がありました。また、「守るべき細かい基準を作るのか、もしくは、原則的な方針を示した上で、新宿らしさを一緒に考えていこうという考え方のようなものを作るのがポイントになるのではないか」というご意見も頂いています。

続きまして、6番、公共空間における人や暮らし、活動に伴う景観の視点です。この項目につきましては、前回は7番にアフターコロナの項目が入っていたのですが、それと合わせて1つにまとめてこちらに整理しています。改定方針としましては、「人の営みや活動を中心とした公共空間づくりの考え方に重点をおき、公共空間のあり方について検討し、公共空間の整備に関する景観形成の基本的な考え方や基準を景観計画等に反映することを検討する」。2点目が、「民有地における公開空地等については、維持管理や改修の段階においても景観形成の方針等が担保される仕組みを検討する」としています。現況と課題のところでは記述しているのは、3点目になりますが、「人々の価値観の変化に伴い、憩いの場や健康づくりなどのため、歩行者空間や公園、オープンスペース等、生活の質を高める場所のニーズが高まっている」。また、「新型コロナウイルスの影響による生活様式の変化に伴い、公共空間に求められる機能や役割も変わりつつあり、公共空間のあり方を改めて整理することが求められている」。こういった背景をまとめています。

先生方からは、この項目についてかなりたくさんご意見を頂いているのですが、一部抜粋しますと、「道路における歩道と民有の公開空地等の部分が一体的に整備されるような記載が必要ではないか」といったご意見や、「人の活動に伴う『生活景』はエリア別で記述してはどうか」というご意見などがあります。また、「新宿区は既に整備された公開空地等があるので、新たにつくるだけではなく、更新やリノベーションをする段階の記述も必要になってくるのではないか」といったご意見や、「アフターコロナについては、現時点では時期尚早ではあるが、新型コロナウイルスのまん延が契機となって考えるべき視点や、公共空間のあり方などを盛り込んで、良い事例を紹介することなどはできるのではないか」といったご意見を頂いています。

続きまして、7番の項目、10ページになります。エリア別景観形成ガイドラインの時点修正

です。こちらにつきましては、現況に合わせて更新していくという、着々と進める作業ではないかというご意見を小委員会でも頂いています。改定方針としましては、「全72エリアに対して現況調査を行い、大規模開発による街並みの変化、みどりやランドマークの変化等にあわせた時点修正を行う」「まちの状況が大きく変化したエリアについては、方針等の見直しを検討する」としています。こちらにつきましては、眺望の保全のための建築物の高さのところでも出たご意見ですが、「地形が深く関係するため、エリア別のガイドラインの現況図に等高線を入れるなど、地形を意識させる工夫をしてはどうか」というご意見を頂いています。

続きまして、8番、運用にあたっての留意事項等です。こちらは現況と課題のところに記載していますが、例えばエリア界に建つ計画の場合、どちらのエリアの基準を運用すべきかなどの課題や、景観計画等に明示されていないことや裁量的指導であることを理由に、相談員や審議会のご意見が反映されにくいなどの課題がありました。これらを受けて、今回の改定に当たりましては、「運用時の課題となっているエリア界・区界の取り扱いについて検討する」。2点目が「景観事前協議の場で景観計画等が有効に活用されるための工夫を検討する」。漠然としています。その2点を改定方針としています。先生方から出された意見としましては、「協議をする場では、具体的で細かいルールを示すことで実効性が高まることはあるが、今後のダイナミックな変化に柔軟に対応しにくくなる側面もある」というご意見や、「細かい基準まで示すと、事業者の方々が自ら考えなくなってしまう恐れがある。細かい基準を示すよりも、景観形成の考え方や方向性を示すことが重要なのではないか」といったご意見を頂いています。

続きまして、9点目、新たに追加した項目になります。全体的な構成の整理という項目です。こちらにつきましては、景観まちづくり計画と景観形成ガイドラインの冊子が合冊になっているという冊子としての構成の話や、きめ細やかな景観誘導をするための結果としてガイドラインの構成が複雑になり、どこをどう見ればいいのか分かりにくいといった現状があります。先生方からも、「実際に使う立場になってみると、とても読み切れないので、これだけは守ってほしいという要点がまとまっているとよい」「エリア区分図が、例えば国際化の視点であったり、夜間景観の視点であったり、それぞれの項目についてエリアごとにひもづけられていると分かりやすいのではないか」といったご意見を頂いています。それを受け、改定方針としまして、「今回の改定にあわせて、これまでのきめ細やかな景観誘導という特徴を活かしつつ、理解しやすい景観計画等とするために、冊子の形状や構成について見直す」。2点目が、「参照すべき項目を検索しやすくするために、全体の見取り図や索引などの作成やデザインの工夫などを行う」。この2点を挙げています。

ここまでが検討項目の整理になりまして、次のA3の1ページが、各項目で掲載した内容を現行計画に当てはめたものになりますので、これは一覧として見ていただければと思います。

14ページには検討体制を示しています。14ページの下段に検討体制図の案を入れておりますが、景観まちづくり審議会の中にこの小委員会がありまして、こことワーキンググループが互いに情報共有や意見交換をしながら検討案を作っていく。そして審議会へ報告したり、審議会からご意見を頂いたりしていくこととなります。そうやって計画を作っていくという図をこちらにたたき台として整理してみました。上段には各組織の役割と進め方を書いています。ワーキンググループについては検討中ということで空欄にしています。今日の議題の2点目で後ほど検討させていただきたいと思います。最後に委員名簿を掲載しているということで、現時点での改定方針（骨子案）のご説明を終わります。

○中島委員長 どうもありがとうございます。今までの議論がよくまとまっていると思いますが、先ほどありましたように、何か見落としであるとか、表現が違うのではないかとといったところを重点的に見ていただきながら、これからご意見を頂きたいと思います。どこからでも気付いた点から議論できればと思いますが、いかがでしょうか。では、**坂井先生**からお願いします。

○坂井委員 坂井です。ご説明ありがとうございました。だんだんまとまってきたなという感じで、分かりやすくなってきていると思います。この小委員会の役割を再度確認したいのですけれども、もう1回やって親会に上げるのが3月末だと思うのですが、そのときには、3ページから個々にある四角のところの改定方針を示すという感じなのでしょうか。まずそのところをお願いいたします。

○事務局（景観・まちづくり課主査） 新宿区です。**坂井先生**の今のご質問ですけれども、おっしゃるとおり、今回の検討会の議論を経て、次回、第4回で報告書の体をしたものをお出しして、最終的に確認を頂いた上で、第71回の景観まちづくり審議会に諮りたいと思っております。その上で、次年度以降、議論をさらに深めて具体的な作業をやっていく。また、現地調査等を共同で行っていきたいというところです。

○坂井委員 ありがとうございます。そうしますと、例えば3ページだと、この3ページを丸ごと親会に提示という感じでイメージしてよろしいでしょうか。

○事務局（景観・まちづくり課主査） おっしゃるとおりです。イメージとしては、今お出ししているものを、もう少しフォントだとか、そういうものは整えていこうと思っているのですけれども、項目としては、ここに書いてございます「改定方針」、その下の「現状と課題」、

そして「小委員会で出された意見」を項目としてそのまま出していくイメージであります。

○坂井委員 はい。分かりました。ありがとうございます。全体が分かったので、個々によろしいですか、**中島先生**。

○中島委員長 はい。いきましょう。お願いいたします。

1枚目はよろしいですか。改定のポイント。ここは大丈夫ですね。特に気になる点はないですね。

では、次の改定の全体像。これは今回作っていただいたのですけれども、大変分かりやすくなったと思っていますが、これについて何かございますか。**篠沢先生**からどうぞ。

○篠沢委員 簡単に言うと、検討項目の①～⑧というのをこれに載せてもらいたいのです。どういうことかという、幾つかの項目の中に、生活景、夜間景観等々、エリア別に指針をささなければいけない要素が出てきますよね。この図だと、それがどういうふうに出てくるのかというのが分からないので、これの改定版みたいなもの、つまりエリアを考えずに上位で考えるスカイラインとか大規模建築物の高さみたいな話と、基本的には夜間景観、公共空間等々は、項目では広域とか要素別になるのだけれども、多分、エリア別方針みたいなものを決めるのか、議論してもらう手だてを考えるのか、議論するのはここですよというポイントを示すのかを示さないといけないと思うので、粛々とやる作業と、どうするのという作業が両方あるなと思って、大変だなと思って見ていました。以上です。

○中島委員長 **篠沢先生**、この図と、13ページにも同じような図というか、どの項目をどこに入れるかというのがあると思うのですけれども、今のご意見だと、具体的には、2ページにも①～⑧を書いた方がいいのではないかとということでしょうか。

○篠沢委員 改定の全体像なので、多分この中に言葉としてはもう入っているのですよね。

○中島委員長 入っていますね。番号を入れるということですね。

○篠沢委員 ここに番号を振っておいてということです。それで、このエリアというのが、エリアだけやる感じだけれども、この縦軸が何か出てきそうではないですか。そこが悩ましいなと思って見ていました。今後の課題だと思いますけれども。

○中島委員長 いかがでしょう。あまり書き込み過ぎてもまた複雑になりそうですが、ただ、確かに番号を書いて。縦軸というのは、すみません、もう1回確認ですが。

○篠沢委員 広域と要素で切れればいいのですけれども、文言の中に「エリア別ガイドラインで地域の個性として」というのがはまらないのですよ。エリアの中に吸収されてしまうのか、エリアと要素と関わってくるので、それをどうするかというのがこの図の肝になってくるのか

など思って聞いていました。

○中島委員長 なるほど。各所に例えば③夜間景観ですとか、あれがエリア別にも出てくるし、広域の方にも番号が振られるということでもいいのか、それとも、もう少し縦というか、①～⑧ごとにどこに当てはまるかが見えた方がいいのかということですかね。

○篠沢委員 そうですね。それを検討しなくてはと思っていましたというのが私の感想です。

○中島委員長 確かに全体像ということで、その後との関係でいくと、13ページはかなり細かくなっているのですが、2ページは、これよりももう1歩情報を減らした形でということですかね。

○篠沢委員 そうですね。

○中島委員長 この吹き出しのところに番号が付けばいいのですかね。

○篠沢委員 まず2ページはそうです。単純なことを言うと、例えばエリア別のガイドラインの各エリアを見たときに、夜間景観を気にするエリアは夜間景観のことが入っているわけですよ。生活景を気にするところは生活景が入っているわけですよ。そうではないところは入ってこないというのがあるわけではないですか。

○中島委員長 はい。

○篠沢委員 だから、ここら辺が、つまり全体としては夜間景観や公共空間、広域、要素と入ってくるけれども、エリアの中で「神楽坂はこういう方針の検討をしてください」ではないけれども、そういう文言が一言出てくるし、「歌舞伎町はこうだよ」という、それぞれのエリアで景観の在り方を示さなくてはいけない。そうすると、エリア別はエリア別で独立しているというよりは、エリアに係る項目と、全体で議論する項目と、その中間みたいなものが出てくるのかなと思って聞いていました。なので、この1カ月、2カ月でどうこうということではなくて、エリア別指針を考えるときの最終的な見え方としてどうするのかというところが苦勞のしどころだと思っています。

○中島委員長 ありがとうございます。前回も篠沢先生は同じようなご意見で、エリアごとに、何がそのエリアで大事というか、方針として反映するのかというところの何か表みたいなもの。そこは確か後の方でもどこかに書いてあったと思いますので。

○篠沢委員 はい。

○中島委員長 分かりました。ありがとうございます。他は大丈夫でしょうか。特に坂井先生からは、この2ページの表というか。

○坂井委員 そうですね。私も本当に細かいことですが、左の吹き出しの上から2つ目に「ス

カイライン」「高さ」と。「など」ではなくて、ここに全部書いておいた方がいいですね。国際化とか、全部書いていただいて。それほどたくさんはないので、これは「など」ではなくて全部書いていただければ。これは要するに左側の景観まちづくり計画ではざっくりというか、大局的に夜間景観を考えますみたいなことを書いて、右側に来て、細かいところをそれぞれエリア別を書くこともあるし、夜間景観で縦で書くところもあるしみたいな、そのすみ分けはこれから、年度明けか分からないけれども、もう事務局で作ってくださっているかもしれないけれども、そういう表とかが見えるとわれわれも少しは安心するけれども、作業としてはそういうことだよねということだと思っております。ただ、左側の「など」は、ちゃんと書いていただいた方がいいかなと思いました。

○中島委員長 事務局、その「など」は取るということによろしいですか。エリアごとに何が重視されるかという検討自体は来年やるのですよね。具体的にこのエリアで国際化が大事だよねとか、そういうのは、方針はここに書くけれども、具体的に72エリアを見て、ここでは国際化を考えないといけないとか、ここでは夜間景観が大事になっているねみたいな実際のエリアごとの話というのは、この1年でやるのでしょうか。それとも、それは来年の検討なのでしょうか。

○事務局（景観・まちづくり課主査） 事務局です。今、**中島先生**がおっしゃったとおり、この部分は来年度以降に具体的な作業をやっていきたいと考えております。**坂井先生**から頂いたご意見の「など」を取り、ここに全部書き込むというのは承りましたので、対応させていただきますと思います。

○中島委員長 分かりました。**篠沢先生**の意見とも重なりますが、その作業自体は来年やるのですけれども、そういう作業をやるのだということがもう少しここから見ればいいということですかね。多分途中でどこかに書いてあった気がしますので、後でそれは見直したいと思っております。ありがとうございます。

では、次の具体的な中身ですが、3ページのスカイラインです。先ほどの**坂井先生**のご質問からいくと、改定方針の四角の中だけではなくて、その下の項目も景観まちづくり審議会に出されるということですので、そこも含めて、これでいいかどうかということですね。スカイラインはいかがでしょうか。

○坂井委員 **坂井**です。2点です。まず1点目は、四角の中の丸ポツ2つ目、「事前に協議が可能となる仕組みを」と書いてありますけれども、これは今の分厚いガイドラインの12ページに「景観まちづくり計画実現に向けての仕組み」ということで大きく図があって、「事前協議制

度と行為の届出」というフロー図がありますけれども、これを書き直すぐらい何か具体的にやる方向で考えていらっしゃるのかというのが1点目です。これは事務局に対する質問ですかね。

2点目が、右下にある写真ですが、単純にこれはどこから撮った写真なのでしょうか。これがバンと出ると、良い悪いはこれからの議論だと思うのですが、新宿区は富士山を考えたスカイラインがあるのかなとちょっと思ったりもするので、このあたりは作られた方にご質問ということでよろしくをお願いします。

○中島委員長 ありがとうございます。まず、現行のまちづくり計画12ページの図、すみません、私は手元にすぐ出ないのですが、これを書き直すということなのか、新宿区からお願いします。

○事務局（景観・まちづくり課主査） 新宿区です。実際にこの具体的な表を書き加えるかというのは今後検討させていただきますけれども、この仕組みとして、大規模なものほどいち早く情報をキャッチしなくてはいけないというのはわれわれの中でも課題と思っていますので、その情報を引っ掛ける手だてをどう講じるかというのは検討させていただきたいと思います。

すみません、2点目の写真ですが、こちらは景観というものをうたう報告書にするので、写真が何もないと寂しいなという思いから、私どもの区政情報課でよく使う写真があるので、それを引用させてもらっています。富士山について、深い議論を経ないまま載せさせていただいて申し訳ございません。不適切だということであれば、差し替え等は対応しますので。

○坂井委員 いえいえ。分かりました。ありがとうございます。まず1点目ですけれども、これは東京都との関係もあると思うのですよね。特に高層ビルが集中する都心3区と新宿区だと思うのですけれども。渋谷もかな。そのあたりの、どこまでどうできるのかという、ある程度想定されているのは当然だと思うのですが、そのあたりを考えつつ仕組みを考えていただければ。私はこれは非常にポジティブに取っていますけれども、運用としてはどのようにしていくのかなと思ったので質問させていただいたということです。

2点目の写真ですが、これはどうでしょう。先生方とも議論したいのですが、前回も、新宿のスカイラインはどこをどういうふう考えたらいいか難しいよねと。まとまりで考えるのか、横浜のように海などのフォーカルポイントがないので考えにくいと思ったときに、この写真が出てきたので、「そうか、富士山を中心に、富士山が見えるようにやりましょうというものもあるのな」と勝手に思ったのですが、それはやはり。

○中島委員長 結局これはどこなのでしょうね。そのお答えを頂けなかったのですが、

○坂井委員 これはどこから撮っているのですかね。

○中島委員長 分からないということですかね。

○事務局（景観・まちづくり課主査） すみません。これをどこから撮っているのかというのは確認させてもらわないと分からないです。空撮で撮っているのか、どこか建物の上から撮っているかというのは、ここでは確認できません。

○坂井委員 この写真が出てしまうとちょっとあれなので、どうでしょうね。

○中島委員長 そうですね。確かに具体的な視点場で捉えられるところがあるといいとは思いますが。区外から、特に新宿の西側から行くとよく見えますが、そういうことなのか、それとももう少し図として、実際にどう見えるかということとは別に、建物の現状の断面とか立面みたいなものを並べればいいのか。新宿駅のところの計画でよく出てきている図面というのは、実際にどう見えるかというよりも、本当に立面みたいなものを並べて山になっていて、それがどこから見えるかというのと分からないという。こういうものはどちらがいいのですかね。具体的な視点場があればいいのですが。これは明らかに建物のどこか。どの辺ですかね。四谷とか、もう少し遠いところからの。これはかなり切り取った写真のように見えますけれども。いずれにしても富士山という話ではないような気がします。そういう議論はしていないし、それこそ富士山の眺望が大事だみたいな全然別の議論になってくるので、そういう勘違いをしない写真がいいですよ。西側から見たものをよく見るのではないかと思いますけれども、これは富士山が見えているから東側から見ているのですよね。

○坂井委員 そうですね。

○事務局（景観・まちづくり課主査） 景観まちづくり計画の21ページに、西新宿周辺の超高層ビルの景観という写真を入れているのですが。

○坂井委員 ああ。

○中島委員長 新宿区さん、可能なら画面に映してもらってもいいですか。カメラでいいですけれども。

○事務局（景観・まちづくり課主査） これなのですが、すみません、カメラが広角で。

○中島委員長 なるほど。空中写真みたいなものですね。

○梵まちづくり研究所（黒丸） ちなみに第2回の小委員会的时候には、現行計画の21ページの写真を貼り込んでいました。新宿区から新しいものを提供していただいたので、張り替えたという経緯があります。

○中島委員長 実は結構本質的な問題かなという気がします。何のためにこのスカイラインを考えるかということとも関係していて、結局見えなくてイメージの話ということなのか、何

か具体的に見えるものとしての眺望、景観を考えようとしているかという、そこが結構曖昧のような気がします。

○坂井委員 まず写真に関しては、やはりスカイラインというのは地上というかアイレベルからのものだと私は認識していたので、写真として、どちらの写真もちょっとあれかなと思っ
ていて、イメージが強過ぎるので、何も無い方がいいかもしれないと思ったりしています。

それと、今の**中島先生**のご指摘の、スカイラインをなぜ考えるのかというそもそも論のところは、現状と課題の1点目の「調和が図られるよう誘導していく」というところを書き直したいということと、2点目はこれから高いものが建ってくるからということなので、新宿駅西口の超高層ビル群をどのように考えるかということであることは確かですよね。

○中島委員長 そうだと思うのですよね。ちょっと難しいのは、個々の建物がどのくらいの高さを持つべきかという議論と、群というか、全体として作り直すスカイラインみたいな話はちょっと別で、前者の個々の建物がどのくらいの高さかというのは、実はスカイラインとは言うけれども実際には足元の環境だったり、まさに街路での景観や環境の問題として議論できそうなのですが、恐らくその話と、全体の群としての東京都庁舎を中心としたスカイラインみたいなものが、具体的に何というか、やはり先ほどの問題ですが、本当にどうそれを見る場所があるかとか、どういう重要性があるかということがちょっと説明できていないような。両者の話が若干混じることなのか、高さの話というのは。

○坂井委員 特に高さは次のページに②としてありますよね、建築物の高さということが。

○中島委員長 次にあるのですね。そうか。次に高さがあるから。

○坂井委員 そうなのですよね。だから、まさに先生がおっしゃるように群なのですよね。群として。

○中島委員長 やはり群なのですよね。

○坂井委員 その群をどこから考えるかというのと、私は本当に個人的には新宿駅から行くことが多いので、新宿駅に立ったときに群があるとか。でも、群をどこから見るかというのは皆さんそれぞれにあると思うのですよね。

○中島委員長 4号街路でしたっけ、真ん中の通り。

○坂井委員 はい。

○中島委員長 そうなのですよね。確かに群として入ってきますよね。

○坂井委員 ただ、その辺でそれこそ新宿区が、特に今これから新宿駅が始まるので、あそこをある意味、景観軸までいかないけれども、「1つの見え方として大事なのだ」みたいにも

しも位置付けようとするのであれば、それとしての群のイメージをつくるためにある程度、形態意匠の調和という言い方がいいか分かりませんが、何か認識されるものとして調和が図られるように誘導していくみたいな言い方があると思うのですけれども、群をどこからどう認識するのかという議論がもう少しあっての、このスカイラインに関する景観形成の考え方ということになると思います。

○中島委員長 ありがとうございます。

○事務局（景観・まちづくり課主査） 新宿区です。補足で、現行の計画をもしお持ちでしたら、223ページもしくは230ページにこんな写真を使ったものもありまして、先ほどおっしゃっていただいた群ということになると、やはり現況としてシンボルとなる超高層ビル群をつくりましょうということで、今、具体的な方策のところ、どちらのページもですが、「都庁第一本庁舎を中心としたスカイラインにする」という文言が入っています。この文言が、前回の景観審でも案件に出てきた260mの小田急の建替え等が起こってくると、都庁第一本庁舎を中心としたスカイラインというのが崩れてくるのではないかと。われわれ区あるいは議会からもそういう話があって、この辺については見直していくべきではないかという意見をもらっているのです。そういった意味で言うと、西口の超高層ビル群というのがひとつのポイントではあるのかなと思っております。

○中島委員長 そういう意味で言うと、やはり**坂井先生**がおっしゃったように、西口の街路から見える景観が一番大事なんでしょうね。そこは確かに、全体が一度に目に入るということではないのですが、街路沿いの超高層とその先に都庁が見えたり、あるいは逆から見ると今の小田急の建て替えるところがアイストップになっているのですよね。そこが今は確かに建物の高さがそろっていて、全体としてのスカイラインの調和はある。都庁が高いかどうかという意識はあまり感じられない気がしますけれども、全体としての高さはよくそろっていて結構きれいというか、スカイラインとしては非常にそろっている景観がありますよね。

○坂井委員 もうひとつ付け加えるとすれば、私などもそうなのですが、青梅街道から来たときに「ああ、新宿に近づいてきたな」と思う人がいると思うのです。東京都はすごく東西に長いところで、東京への入口としての新宿のビル群みたいなものもあると思うのですよね。すごく広く見れば、そういった広域からの群としても、象徴としてもあるみたいな。だから、そういう文言をちゃんと、どこからどう見えているのだという。あと、南北の話はすぐには思い付きませんが、でも山手線に乗っていると見えるのでしょうか。東西南北ぐらいに、一応どの辺から見たときに一番群と認識されるかというのは、ある程度イメージがあった上で議

論していった方が、終着点が見えやすいかなと思います。

○中島委員長 ありがとうございます。そうしたら、今の**坂井先生**のご意見に合わせて、具体的にどういう景観なのかという2つですかね。西口の街路からの群としての、街並みとしてのスカイラインと、あとは外から入ってくる時の、それこそ個々の建物というよりも本当にそれはスカイラインということになるのですけれども、そういう新宿らしい超高層のまとまりの景観、その両方を具体的に意識しながらスカイラインを考えていきたいと思いますということなのではないかと思いました。その辺をどこに。現状の課題のところですかね。そのあたりの考え方がまだ。でも、一応書いてはあるのですよね。

○坂井委員 「改めてスカイラインのあり方を検討する」という、この「あり方」というのをもう少し具体的に考えると、新宿区の象徴としての群とか、街路からの群とか、ここに書き込む必要はないかもしれませんが、少なくとも小委員会の中では、あと作業する上でもそれは共有しているのだということは必要だと思いました。

○中島委員長 分かりました。では、現状と課題の2点目のところに書き込むのか、あるいは小委員会で出された意見に追加するかというのは検討いただくとして、ただ、大事なところですので、ぜひ3ページのどこかに書いていただけますか。今の2つの景観というか、そういう視点から検討していく必要があるということだと思いますので。よろしいでしょうか。

○篠沢委員 感想ですけれども、今の**坂井先生**の話を聞いていると、①のスカイラインと②の高さに関して少し整理が必要かなと思いました。例えば②では、聖徳記念絵画館前からの景観ということで、本来であれば見えている景色のスカイライン、高さそのものではなくて、そちらが議論されるのかなという思いと、逆にスカイラインではなくて、例えば再開発や高度利用のときに出てくる時の高さ、ある土地利用に対して高さを与える意図を持ってやる、これはイメージで、見えないし、逆に新宿区からは見えなくて隣の区から見えるものかもしれませんが、具体的な場所を考えると高さというのか、具体的な場所を考えるとスカイラインというのか、そこら辺の整理が要るのかなという感想を持ちました。

○中島委員長 確かに①と②の関係は、ひとつには、①については実際には超高層の話であり、かつ西口ですから、ここに限定して議論するのもありかなという気もしますが、②はもう少し広くしないといけないというような。

○坂井委員 そうですね。

○中島委員長 ①のスカイラインに関する景観形成のところ、例えば超高層ビル街のスカイラインに関する景観形成とか、何か一言付け加えてもいいのではないかと思います。実質、

内容はそのような内容になっていますので。われわれで議論を進めていますが、事務局、そういうことはどうでしょうか。

○事務局（景観・まちづくり課主査） 新宿区です。確かに、ご議論いただく基の考え方も、西口の超高層ビルの話から来ておりますので、このスカイラインについては、新宿駅周辺・西口を中心としたスカイラインと限定していくこともありなのかなと思っています。

○中島委員長 では、われわれの議論の整理としてはそういうことにさせていただいて、実際にどのように項目として限定するかは検討いただくことにしまして、3番の今の新宿駅西口という新宿駅周辺の景観の話については、特にスカイラインについては今のような議論で1回締めまして、4ページの、それ以外の高さの話についてはいかがでしょうか。

○坂井委員 坂井です。②の高さということで、改定方針の丸ポツ2つ目に「都市計画を活用したコントロール手法」とありますけれども、これも、区で高さ制限をかけるとか、具体的にどのようなことを考えていらっしゃいますか。

○事務局（景観・まちづくり課主査） 新宿区です。例えば、高さ制限の条例を所管する部署に、景観まちづくり審議会で個々の高さをコントロールすべきだという意見があったことを伝えた上で、そのエリア、例えば新宿御苑などのエリアについて、その部署でご検討いただくというのがひとつの例です。あるいは、手法としては、景観条例でそのまま高さ制限を入れてしまう、あるいは地区計画で何らかの制限を考えるなど、選択肢としては幾つかあるのですが、そういうことを見据えてこういった表現にしているところです。

○坂井委員 ありがとうございます。今の景観の中でも、聖徳記念絵画館のところのニューコリドーのことは決めていますよね。

○事務局（景観・まちづくり課主査） はい。

○坂井委員 これと同様にではないですけれども、違う地区を重ねるということもあるかもしれないけれども、それというよりは、どうなのでしょうね、これ。私は書き方としてはこのままでいいと思うのです。ただ、そのやり方ですね。ですから、今この時点ではなくて来年度もっと議論することかもしれませんが、丸ポツ2つ目の、都市計画でどの部分をコントロールするかというのは、景観としてこれは大事だから、ここの部分は高さ制限ではないけれども、高さの何かしらのあれをかけた方がいいというのをまずは出して、それから手続き的に「この方法はどうか？」と考えるということだと思いますが、私も具体的にここの部分というのが今のところあまり思い浮かびません。ただ、先月もお話ししましたがけれども、四谷の総合設計は気になっているので、ああいった街道筋のものは何かしら制限なのか、コントロールなのか、マ

ネジメントなのか分からないのですけれども、かけた方がいいのではないかという意見はあります。とりとめのないお話ですみません。

○中島委員長 いえいえ、ありがとうございます。多分、新宿区さんのイメージもそうだと思うのですが、私のイメージも、恐らくこれは地区計画をかける場合があるのではないかと思います。ただ、その場合はトップダウンではなくて、その地域が何らかの意図で高さをもう少し抑えたいという場合には地区計画というのが当然あり得て、ただ、それが私のイメージだと、新宿区の商業地区でやるのはなかなか難しいのではないかと。銀座みたいなどはやっていますけれども。あとは住宅地ですよ。内藤町とか。今あそこはやっているのです。地区計画はありましたっけ。

○事務局（景観・まちづくり課係員） 内藤町は、地区計画がかかっております。

○中島委員長 そうですよ。そういう意味では、ある程度やれるところはもうやっているし、なかなか現実的には、都市計画的な手法で新たにというところのイメージがあまり湧いていないのですが、ただ、書いておくと、いざ本当にそういうことが起きたときに地区計画として対応できるかなということでしょうかね。

○坂井委員 なるほど。分かりました。

○中島委員長 その辺は今ここで議論しますが、改定方針においてはこれ以上のことはあまり書けないということですかね。

○坂井委員 そうですね。

○中島委員長 よろしいでしょうか。篠沢先生から何かこの部分でありますか。

○篠沢委員 改定の、今年度は無理だと思うのですが、先ほどお話があった街道筋であるとか、あるいは主要な幹線道路沿いのような、地区の眺望のポイントみたいなものが、それぞれの地区、エリア別の72エリアの中で洗い出されているものもあるのだけれども、もう1回それを少し整理して、それに②が載ってくる。ここは今は聖徳記念館から3本ラインが走っているけれども、「このエリアではここが筋ね」というのが確実に載ってくると、注目してもらえるかなと思います。

○中島委員長 ありがとうございます。そういう意味で、篠沢先生が最初におっしゃっていた、エリア別に何が重要になってくるかというのは、むしろその視点で各エリアをちゃんと見てということですよ。

○篠沢委員 そうですね。その方が。

○中島委員長 そういう手順でやるとできてくるので、次の72エリアを見るときの話と、こ

の8つの視点をちゃんと連関させて、来年、調査のところでしっかり反映させるということだと思います。

○篠沢委員 はい。

○坂井委員 私も今の篠沢先生のご意見はとても賛成です。

○中島委員長 私も賛成ですので、その点を、ここに書くというよりも、全体の話だと思いますが。では、②はよろしいでしょうか。次は③の夜間の景観形成ですが、これに関してはいかがですか。

○坂井委員 坂井です。これは夜間景観を1つ立てるという案も出ていましたよね。2ページを見ていますが、ガイドラインの中の広域に夜間景観を1本立てるというイメージはいいと思います。いいと思いますが、やるのは大変そうだなと。というのは、これは超高層ビルとか幹線道路とか水辺とか、要するに、ものでエリアがもう決まっているのですけれども、夜間景観と立ち上げたものは、そういう部位ではなくて、多分、住宅景観、商業景観、業務景観かな。何か分からないけれども、少しそういうエリア分けをしないと、このガイドラインの書き方がどういうふうになるのかなと思っていました。それが1点目です。

2点目は、5ページの一番下の「公」と「私」の照明があるという話も本当にそうだと思うので、「公」というのは、やはり安全・安心のための夜間照明だと思うんですね。「私」というのは多分アピールですよ。アピールするため。雰囲気づくりという意味でもアピールということだと思いますが、意図が違うので、コントロールというか、これも先ほどの高さのところと一緒にエリアで注意深く見ていって、何かだんだん思ってきましたが、結局は72エリアの調査がすごく大事で。

○篠沢委員 大変ですけども。

○坂井委員 それをやって下から引き上げて、それこそ夜間照明があれば、先ほど思い付いた商業エリアとか住宅エリアみたいな、そういうエリア別をするのも結局72エリアから上げてこないことには具体性もないので、72エリアの調査を通した後に、このあたりもいろいろと決まってくるのかなと思いました。以上です。

○中島委員長 ありがとうございます。多分そうなると思います。あとはどうでしょうか。ちなみに左下の写真は歌舞伎町の写真ですが、先ほどの話でいくと、この山手線はどこから撮っているのですかね。

○坂井委員 もっとこちら側から撮っているのですよね。

○中島委員長 随分と奥から。確かに山手線からぱっと開けて見えるときの景観もこのとお

りですし、先ほどの話だと靖国通りからでもいいような気がしますし。要するに街路上からの写真ですね。何となく前景が変なものが映っているというか。でも、これは仮置きですよ。写真はもう1回精査した方がいいのかなと思いました。

○事務局（景観・まちづくり課主査） この写真は西口の歩道橋のところから撮っているものだと思います。載せている写真は全て区政情報課が集めた写真から引用しているのですけれども。

○中島委員長 西口。そうか。それでガード下があって、その向こうに見えるということなのですね。でも、西口の歩道橋？

○坂井委員 ちょっと高い気がするけれども。

○中島委員長 青梅街道に架かっている歩道橋ということですか。

○坂井委員 そうですね。

○中島委員長 確かに落ち着いた視点場といえばそういうことなのでしょうが、何となくちょっと遠過ぎるというか、電車が気になりますね。

○事務局（景観・まちづくり課主査） 新宿区です。お伺いについては申し訳ないですが、写真はいつそのこと、なしの方がよろしいですかね。

○中島委員長 いやいや、違うような気がします。せつかくならあった方がいいと思うのですが、載せるなら確かにいいものがあるといいですよという、意図どおりのものの方がいいのではないですかということです。載せた方がいいのではないのでしょうか。

○坂井委員 はい。

○事務局（景観・まちづくり課主査） 分かりました。

○中島委員長 すみませんが、ちょっと手間が掛かるかもしれませんが。右のものは、神楽坂とかはいいですね。これは神楽坂ですか。

○坂井委員 はい。

○中島委員長 そうか。まあいいです。では、写真については全般的に見直すということで、夜間景観に関しては取りあえずよろしいのでしょうか。特に大きな方針としては。

○坂井委員 ごめんなさい。今、神楽坂の写真を指摘していただいたので、やはり思ったのですが、神楽坂は商業と住宅が近接しているけれども、こういう夜間照明をやると、どちらもハッピーなのでは。ハッピーかどうかは分かりませんが、いいのではないかという例として、私はこの右下の写真はいいなと思ったのです。ですから、夜間景観の課題もあるかもしれないけれども、良い事例も積極的に作っていきましょうということもあってこの頁があると思

うので、そういうこともアピールできる写真は載せておいた方がいいと思います。

○中島委員長 ありがとうございます。続いて、④の新たな屋外広告物に関する景観形成です。これも電子広告媒体に限定してと。

○篠沢委員 ③と④と、場合によっては⑤も共通でいいのですけれども、まず、基本的に用途地域というか、土地利用と照明、あるいは広告の関係があって、「住宅地はこうだよ」と言うと大部分はそれで収まってしまうと思うのです。その次に、特徴的な商店街や繁華街であったり、特徴的なまち、今話題に上っている歌舞伎町と神楽坂、あと、どことどこどこみないなものが出てきて、それで仕切ったときに何に着目するか。例えば先ほど坂井先生がおっしゃったような用途と用途の狭間の部分、2つの用途が混在するときの考え方などが、照明、夜間景観と屋外広告に関してまとまっていくといいかなと思います。つまり、72地域全部やるという頭だと本当に大変なので、大きく「幹線道路沿いはこうだよ」「住宅地はこうだよ」とさばいておいて、「特徴的なのはこうだよ」というふうに仕分けておくと、議論しやすいのかなと思いました。以上です。

○中島委員長 ありがとうございます。来年の調査の方法でもあるのですが、おっしゃるとおり、まず用途地域で全体を押さえることはできるので、それと一方でボトムアップで見ていくものとの重ね合わせということになると思います。ありがとうございます。③や④もそうですよね。そのことは来年の調査の方法として承るとして、内容自体はいかがですか。屋外広告物に関する景観形成は、これはこれで。あまり具体的なことは書いていないという感じですけども。現状と課題を整理しておくことは自体否定できないというか、このとおりだろうとしか。結局、ストリートファニチャーや社会実験の話は、公共空間の方で書くということになっているのですよね。

○坂井委員 小委員会が出された意見の丸ポツ1「デジタルサイネージとプロジェクションマッピングは同じ扱いができるのか」というのは、私も疑問なのですが、これは両方ともが課題だということが現状と課題の丸ポツ3では言われているということですか。事務局としては、これは両方ともコントロールした方がいいという考えなのですか。

○事務局（景観・まちづくり課主査） 確かに2つともコントロールしたいとは思っています。実際に令和2年7月1日より、プロジェクションマッピングも景観事前協議の対象としております。

○坂井委員 なるほど。ごめんなさい、私が勉強不足なのですが、もしやるとしたら、色の彩度と一緒に、照明のルクスでしたっけ、明るさとかそういうことでマネジメントするのです

か。大きさをマネジメントするのですか。

○事務局（景観・まちづくり課主査） 東京都の屋外広告物条例というものがございまして、その条例に基づく許可申請が必要な屋外広告物については景観協議が必要です。東京都の屋外広告物条例がある程度の規模をうたっておりますので、大きさが大きいものについては該当してくるかと思えます。ただ、繰り返しますが、その規模に至らなくても、色や照度、場所に依りて、任意の形で事業者と協議していきたいという思いはあります。

○坂井委員 分かりました。では、これも先ほど篠沢先生にまとめていただいたように、用途によって起こり得るところという感じで集中的に考えることでいいかと思えます。

○中島委員長 ありがとうございます。といったところでしょうか。プロジェクションマッピングの場合は、要するに広告物を付ける、付加するのではなくて、建物そのものが広告になる、マッピングの舞台となるというものが増えてきていて、なかなか既存の法律では扱いにくいというのがあるのですよね。何か手法というよりも、技術が発展して建物全体が広告になっているというか、もちろんそれも以前からあるのですけれども、そのようなものをどう考えるかということ。あとは、照度だけでなく、前も申し上げたと思いますが、これは動きがあるので、その動きのリズムというかスピードなどもかなり大事で、それはもしかしたら安全の面でも大事なのですけれども、かなりちらついたり気になったりということがあるので、そういうところをコントロールするのではないかなと思えます。改定方針としてはこれ以上のことは書けないので、これは他の自治体の取り組みなども勉強しながら中身を来年考えていくということで。

○坂井委員 今、中島先生の話聞いて少し気になってしまったのですが、新宿の伊勢丹前とかでよく走っている巨大なトラックの広告、あれについてはどうなっているのですか。

○中島委員長 あれは今、東京都はどうしているのですしたっけ。どなたかご存じですか。

○坂井委員 あれも新宿区はかなりの頻度で走りますよね。

○事務局（景観・まちづくり課係員） 新宿区です。車体広告は景観協議の対象外になっております。建築物、工作物、また土地に定着するものというのが基本的に対象となっておりますので、動いているものに付いている広告については、現在は景観協議の対象外となっております。

○坂井委員 そうですよね。車体広告の話が何年前にも話題になったことを覚えていて、そのときはラッピングみたいな巨大な広告だったと思いますが、新宿区さんの場合、今申し上げたたびかびかしているトラックなどももし配慮するのであれば、する可能性があるぐらいのこ

とを意見として挙げておいていただければと思いました。

○**篠沢委員 篠沢**ですが、あれは通行する範囲が限定されたりしていないのですか。どこでも走っていいのですか。

○**中島委員長** ああいうものは新宿区の管轄を超えていますかね。東京都マターですかね。

○**篠沢委員** かもしれないですね。今すぐ答えが欲しいということではないので、また検討しておいてください。

○**事務局（景観・まちづくり課主査）** はい。申し訳ございません。

○**篠沢委員** いえいえ。大丈夫です。

○**事務局（景観・まちづくり課主査）** ラッピングバスですとか、そういったものについて、新宿区が関わっているWEバスなどについては把握できているのですけれども、**坂井先生**がおっしゃっていた、きらびやかな広告のバスについては正確な情報を持っていませんので、1度引き取らせてください。

○**坂井委員** お願いします。

○**篠沢委員** お願いします。

○**中島委員長** お願いします。続いて7ページの5番、景観の国際化に関する視点ですけれども、これはいかがでしょうか。

○**坂井委員 坂井**ですけれども、私は特にこのページの写真はいいと思います。まさに日本らしい景観と、海外のすごくエスニックな雰囲気のところと、新宿は両方あるよねという話だったので、まず写真はとてもいいという感想を述べさせていただきました。

○**中島委員長** ありがとうございます。他はいかがでしょう。よろしいですか。「国際化」という言い方が若干気になるところがあるのですが、なかなかはまる言葉がなく。言われれば確かにこういうことだと分かるのですが。基本的には文化の話なのですよ。多文化共生の話と、あとは日本らしい文化的な景観ということだと思うのですが、「国際化」というのは何かちょっと。

○**篠沢委員 篠沢**ですが、「国際化」というよりも、改定方針の黒丸ポツ1番の「国際色豊かな景観」という方がなじみがいいですね。

○**中島委員長** 既にあるという意味も含めてですかね。国際色豊かな。

○**篠沢委員** それと同時に考えるのは、地域と関係を持って根付いてきた国際化ならいいのだけれども、これからぱっと変わるという国際化が起こったときに、それをどういうふうに扱うかは、答えは出ない話なのだけれども悩ましいと思いますね。全て国際化だ、あるいは国

際色豊かだというふうに肯定してしまうのか、元々こういう土地にはこういう国際的な色彩が出ているという、大久保みたいなところは理解しやすいかもしれないけれども。

○**中島委員長** おっしゃるとおりですね。それもエリアによって違ってくる可能性があると思うのですけれども。

○**坂井委員** 坂井です。「国際色豊か」というのはポジティブにもネガティブにも取れて、今、先生はポジティブの方でおっしゃったけれども、ネガティブまでいかないけれどもいろんな方がいるよねみたいなことで、「国際色豊かな景観に関する視点」の方が、確かに今のものよりはいいかもしれないと思います。

○**篠沢委員** ご一考いただいて。

○**中島委員長** そうですね。タイトルのところですけども、「国際色豊かな」ですかね。

「国際色豊かな」という中に「日本らしい景観」も入ってくるというのでは問題ないですかね。そもそも「国際化」に「日本らしい景観」が入るとするのは、あまりにも観光に寄り過ぎていて、本当はちょっと変な言い方なのですよね。要するに、それぞれ日本らしいこの場所の個性とか文化があって、その文化を表章している景観をちゃんと守るし、一方で文化が多様化しているから、それはそれで地域の個性になっているのであればちゃんとそれも育てていくとか、特徴として守っていきましょうという話なので、その文化的なところがしっかりと踏まえられればいいとは思いますが、なかなか言葉としては難しく、だから「国際化」になるのでしょうか。「国際化」、あるいは「国際色豊かな」。

○**坂井委員** 今、「国際色豊かな」と「日本らしさ」が、対立ではないですけども、2つの構造になっているから難しいですね。

○**中島委員長** そうですね。

○**梵まちづくり研究所（黒丸）** 5番のタイトルについてですが、改定方針のポチの中の「多様な文化に基づく景観」は、どちらかという観光ではなく文化に足を置ける表現なんですけれども、今のお話を聞いていますと、どちらかというところの方が内容に合っているということでしょうか。

○**中島委員長** そうですね。難しいのは、「日本らしい」というのはあまり。「多様な文化に基づく景観に関する視点」。ただ、今はどうかはあれですけども、確かにインバウンドの中で、観光と景観という議論から「日本らしい景観」というのが出てくるのも分からなくもない話なので、要するに景観の国際化とか、地域社会や来訪者の国際化と景観という感じなのですよね。国際的だから、多様な……。国際化した……。何の国際化に係るのか分かり

ませんが、国際化に対応した景観に関する視点とかなのですかね。ちょっと難しいですね。あまり議論することでもないかもしれないですね。中身が大事だということであれば。

○坂井委員 坂井ですが、そもそも2つのことなので、固有の地域に根差したというのと、入ってきて新しくつくられているけれども、それはそれで尊重しましょうという2つなので、それを1個の言葉にするのはすごく難しいですよ。

○篠沢委員 そのまま言ってしまえばいいのではないかと思いますけどね。つまり、根差したものがあつというのと、入ったものがあつ。その根差しと入りのどういうバランスで考えるかをちゃんと考えようねというのが改定の方針だという方が、観光で入ってくるころは観光と地元とのあつれきは考えないといけないし、地域で入ってきたところは多文化共生になるかもしれないし、そこは素直に言った方が、読む側も「ああ、こういうことなんだな」と分かってもらえる気がします。篠沢でした。

○中島委員長 ありがとうございます。では、両方書きますか。「日本らしいという景観」と、「国際色豊かな景観に関する視点」。で、それが互いに関係していますよということをご中で言えばいいので、その方が正確ではありますよね。

○坂井委員 そうですね。

○中島委員長 「景観の国際化」というのは少し「国際化」の中身がずれているような気がする。では、そういう方向でタイトルだけ、その2つを並べるのがいいのではないかといいことですね。中身は写真も含めてこういう話でいいということですので、あとは8ページの公共空間ですが、これに関してはどうでしょうか。

○篠沢委員 これはいいかなと思ったのですが。

○坂井委員 はい。

○中島委員長 1点だけ、議論があまりなかったかもしれないですが、公共空間などのいわゆるみどりとかグリーンインフラみたいな話は、新宿駅西口だけ見てもあれですが、新宿区全体で見ると、豊かなみどりをつくっていくとか、グリーンインフラみたいな話も公共空間の役割としてあると思うのですが。

○篠沢委員 そうですね。

○中島委員長 そのあたりは現状でどこまで書いてあるか。もちろん「みどり」というのは書いてあるでしょうけれども、多分、具体的な協議の中でも素材の話などがありますよね。グリーンインフラだと特に「全部インターロッキングにしないでください」みたいな話も含めて、あるいは「透水性のものをちゃんと使ってください」とか、そういう話は、これを見ると今ま

でありやっていたのですかね。何となく賑わいの公共空間づくりだけに特化していると思いました。

○篠沢委員 なるほど。

○坂井委員 坂井です。その意見に同感で、「人の営みや活動を中心とした公共空間づくりの考え方」という、この「考え方」をもう少しちゃんと議論しておいた方がよくて、今のサステイナブルでグリーンインフラみたいな話とか、インクルーシブでないとか、ウォークアブルだから公民連携で歩道をきれいにしようとか、大きな3つぐらいの言葉を目指したら、そういう公共空間といっても、民有の公的な空間なのですけども。

○篠沢委員 そうですね。対象としては。

○坂井委員 はい。そこをどうつくっていくか。都市に貢献するというのが、今までは空地であればよかったのですけれども、それ以上の貢献度が求められていて、それは具体的にはサステイナブルの何とかみたいな。それはもちろん最終的には書かれるのだと思いますが、いま一度、基本原則みたいなところは必要だと思いました。

○篠沢委員 なるほど。

○中島委員長 その場合は、「人の営みや活動を中心とした」というところ1点だけに限定し過ぎという感じですかね。今のは、もっと広げた方がいいということですか。

○坂井委員 そうですね。ですから、すごく大きな話になってしまいますけれども、持続可能な都市づくりに貢献するようなことをご自分のところもやりましょうと。それは環境にも人にも優しいという。優しいというか、中心。ちょっと書き方は、文章はお任せしたいと思いますが。

○中島委員長 そうですね、人の営みや活動だけではなくて、環境という言葉を入れればいいのですかね。大事なキーワードとして。人の営みや活動、あるいは環境。

○坂井委員 に配慮した。

○中島委員長 環境に配慮した。でも、その場合の環境というのは。

○坂井委員 都市の重要な一部になりつつあるということをいま一度認識していただけるような、もちろん建物も都市の一部なのですけども、より公的に開かれているということは、建物に関係ない人もそこを通ると。そこを使うと。そこを楽しむということにおいて、こういうふうな公共空間をつくっていただきたいのですというわけなので、やはり人と環境、人の営みや活動に寄与し……。環境にも寄与とか。

○中島委員長 寄与。人の営みや活動に寄与し、例えば環境インフラとしての役割も考慮し

た公共空間づくりとか。環境インフラという言葉もあまり定義はないですが。具体的に思っているのは、住友の三角ビルのところが全部屋根を架けて、人の活動はあるのだけれども、ああいうものになってしまうと環境的にはどうなのかという気がしますので、ああいうものではないのではないかというところを少し匂わせたいということですが。では、例えば環境インフラという言葉をもう少し。

○篠沢委員 篠沢です。今のご意見に賛同します。それと同時に、現況と課題の丸ポチ3の最初の「人々の価値観の変化に伴い」というところをもう少し丁寧に解説していただいて、例えば「持続可能な都市づくり・まちづくりへの変化」、あるいは「多様な人々をインクルーシブに受け入れるまちづくり」みたいなところが補足されると、最初の改定方針とうまくリンクするかなと思います。

○中島委員長 ありがとうございます。ということで、環境インフラ的なことも改定方針にぜひ入れていただいて、現状と課題の3番目のところにも少しそういうことを追加するというところでやっていただくと、これからの時代の公共空間になるのではないかと思います。

○篠沢委員 素晴らしい。

○中島委員長 では、ここはよろしいですね。あとは7番、エリア別景観形成ガイドラインの時点修正ですが、これは先ほどから議論しているようなことをここに書くのですかね。

○坂井委員 そうですね。

○中島委員長 6つの視点を意識してとか、あるいは用途地域とかそういう大まかな分類を考えた上で、基本的には各エリアで6つの視点での調査に基づいて修正していくみたいなことですかね。

○坂井委員 はい。

○中島委員長 そこはそういうふうに書いていただいて、改定方針自体をもう少し。どういう視点の現況調査を行うのかというところを、6つの視点に結び付けてということで進めたいと思います。あとは8番、運用にあたっての留意事項等については、何かご意見はありますか。

○坂井委員 坂井です。これも、運用上の課題があったのに淡々と応えていくということと、小委員会で出された意見の丸ポチ2つ目、「景観形成の考え方や方向性を示すことが重要なのではないか」というのは、私もとても賛同いたします。景観形成の考え方や方向性というのは、これも今日の話とかぶるのですけれども、持続可能に都市が発展していくためとか、安心・安全に生活するためとか、すごく大きなことでいいと思うのですが、景観計画、景観形成と言いながら、空間をつくっていくということを皆さんに分かってもらう、みんなでやっていこうと

ということだと思いますので、それはいま一度、この出された意見のところで重要だという意見です。

○中島委員長 確かにそうですね。改定方針のところでもう少しそういうことを書きますか。例えば、考え方をちゃんと伝えられるような工夫をすとか。今でも伝えられてはいるのですが、業者さんというか、それを考えないようなオートマチックなものというよりは、考え方をしっかり理解していただいた上で、しっかりとそれぞれ創造的な提案をしていただくということが大事だと思いますので、現状がそうになっていないのかどうかというのはまさに景観まちづくり相談員の方々のご意見が大事なのですが、今、**坂井先生**がここが大事だということであれば、今のままだと、その大事なことが必ずしもぱっとは伝わらないような。

○坂井委員 そうですね、小委員会で出された意見の2ポツ目にあるので、これはちゃんと改定方針のところで、工夫を検討、有効に活用されるための工夫・・・。

○中島委員長 有効に活用されるためというところが、そこに含んでいると言われたらそうなのですが。

○坂井委員 景観事前協議の場で、景観形成の考え方や方向性を共有しつつ、景観計画等が有効に活用されるための。

○中島委員長 そうですね。ちょっと一言そこに入れてもいいような気がしますよね。この意見自体は多分、小委員会で合意されているので。では、改定方針の2ポツ目の「景観計画等が有効に活用される」という前に、「景観形成の基本的な考え方や方向性が共有された上で、景観計画等が有効に活用されるような工夫を検討する」とか、ちょっと一言入れていただきましようか。

○篠沢委員 はい。了解です。

○中島委員長 では、そういうことでお願いします。最後に、全体的な構成の整理ですが、これは先ほどの2ページの図とも関係しますが、この方針はいかがでしょうか。

○篠沢委員 意見の丸ポチ3つ目が私の意見ですね。

○篠沢委員 方針との対応。

○中島委員長 そうですね。ここは多分、冊子の形状や構成、全体の見取り図のところに反映されている話ですね。

○篠沢委員 はい。お願いします。

○中島委員長 これも2ページ目のこういうものがあるだけで、全然分かりやすくなりそうな感じがします。

○坂井委員 はい。

○篠沢委員 ぺらぺらとめくってね。

○中島委員長 自分がどこを見ればいいのか分かりやすくて。

○篠沢委員 分かる。

○坂井委員 はい。

○中島委員長 では、これはこれでいいですかね。

○篠沢委員 はい。大丈夫です。

○坂井委員 はい。

○中島委員長 ということで、13ページは具体的な方針で、これは今日議論したことを踏まえて直していただくところがあれば直していただくということですね。

○事務局（景観・まちづくり課主査） 中島先生、事務局ですが、よろしいでしょうか。

○中島委員長 お願いします。

○事務局（景観・まちづくり課主査） 先ほど話題に挙がりました賑やかなトラックの件ですが。

○篠沢委員 調べていたの？ ありがとうございます。

○事務局（景観・まちづくり課主査） はい。簡単にご報告ですが、東京都屋外広告物条例の中で、東京都内のナンバーを持つ車に対しては規制がかかっているようです。何点か規制の内容がございまして、公序良俗に反していないか。道路・交通の安全を阻害していないか。まちの景観と調和できるデザインか等々の視点から審査を行っているということです。ただ、抜け道になってしまうのですが、都内ナンバーのトラックが対象となってきますので、県外ナンバーになってしまうとこの条例では対処することができないというのが現状のようです。

○中島委員長 ありがとうございます。

○篠沢委員 ありがとうございます。

○中島委員長 でも、そういう仕組みで、動いているものでもやろうと思えば屋外広告物でできるわけですね。情報提供として、ありがとうございます。それで、ではどうするかということですけども。

○坂井委員 坂井です。今ご紹介いただいたように、都内ナンバーであればということで東京都がやっつけてくださっているのも、もちろん逃げ道はあって、それ以上に厳しいものを新宿区がかけるかどうかということなのですが、そこまで。私はお休みの日にしか行かないから、たまたま見てしまったという感じだと思うのです。どのぐらい走っているかが分からないですよ

ね。指摘されているほどではないということですね。

○篠沢委員 頻繁に走っていますね。工学院大学の前は、ちょうどトラックを止められる場所があるので、並んでいますね。

○坂井委員 並んでいる？

○篠沢委員 はい。

○中島委員長 今度ナンバーを見てください。

○篠沢委員 そうですね。見ておきます。

○坂井委員 並んでいる？ すごいですね。

○篠沢委員 要はアルバイト系もあれば、コンサート・イベント系もあって、アーティストさんのもあるので。多分、結構ルートが決まって回遊していると思うのですけれども。

○中島委員長 忘れてしまいそうなので、意見のところ、小委員会でそういうことも考えなくてはならないという意見としては書いておいた方が。今後もしかしたら対策というか、やはり新宿が取るべき対策だと思うので、新宿区のかなり重要なところなので、小委員会から出た意見として、そのあたりを書いておいていただければと思います。

○事務局（景観・まちづくり課主査） はい。分かりました。

○中島委員長 どうもありがとうございます。あとは、14ページの検討体制に関しては、議題2のワーキンググループの話と関連しますが、特に14ページの体制については大丈夫でしょうか。エリアごとに地域説明会を開催というところは、なかなかこれも大変ですね。

○篠沢委員 すごいですね。

○中島委員長 確かにやらないといけないかなということと、ただ、説明会でいいのかということもありますけれども。説明会。意見・提案を行う。パブリックコメント。以前の経験として、例えば特に神楽坂などの地区に関しては、ガイドラインを決めた後に、あそこ自体は地域のNPOもあって彼ら自身が景観マネジメントをしたこともあるので、むしろその方々から見て「この内容はちょっと駄目だね」と駄目出しをされたりしたこともあったので、場所によってはそういう地域の団体に対してちゃんとこちらから話を伺うというか、当たり前なのですが、当然それをやるということですよ。いきなり説明会を開催するというよりは。ですから、例えば区民と書いてありますけれども、進め方としては、地域の景観形成に関する団体とか、景観まちづくりを行っている団体等へのヒアリングなどは普通にやるのではないのでしょうか。

○事務局（景観・まちづくり課主査） 区民の定義の中に、広い意味ですが、そういったNPOや地域団体、事業者も含めて考えていきたいと思っています。

○中島委員長 そうですね。進め方のところが従来の説明会とパブリックコメントだけだと、何となくその辺のイメージが湧かないので。

○篠沢委員 篠沢ですが、ワーキンググループと区民の間にもう1個、区民はパブリックコメントでいいと思いますが、その間に、先ほどあったような地域の景観まちづくり団体とか事業者さんとか、あるいは地区計画をやられた、あるいはやり終わったところの区民というか、普通の区民ではなくて、まちづくりに関わった区民へのヒアリングであったり説明会、意見交換会みたいなことがあるといいのかなと思いました。

○中島委員長 そうですね。それほどたくさん、72エリア全部ということではないと思うので、対応可能ではないかと思しますので、区民のところを書くのか、それとも1行を付けるのかはご判断をお任せしますが、進め方のところでそのあたりのことが分かるようお願いいたします。

○事務局（景観・まちづくり課主査） はい。分かりました。地域説明会とパブコメ以外に、そういった地域の方々、あるいは団体の方々との意見交換という項目を入れさせていただこうかと思えます。

○中島委員長 はい。お願いいたします。では、そういうことで、あとは具体的なワーキンググループというのが景観計画検討小委員会ともものすごく密接に関わる場所ですけれども、1個目の議題としてはここよろしいですか。改定方針（骨子案）としては、今までの意見において修正していただくとして、最後に、議題2のワーキンググループについての話に移りたいと思います。

議題 2. ワーキンググループについて

○中島委員長 まず、資料についてご説明をお願いいたします。

○梵まちづくり研究所（黒丸） ご説明いたします。「ワーキンググループについて（案）」としていますが、これまでご議論いただいたことを簡単にまとめたものです。これを基に、体制に必要な内容だけを盛り込んでいこうと思っています。

目的ですが、大学研究室の協力を得て、学生が中心となり、対象エリアの現地調査およびガイドライン見直し案を作成するために設置するものです。

活動の概要としましては、対象エリアについて、以下の活動を行っていきます。ただし、例えば学生さんの学年などによって違ってくるといった話もありましたので、そういった状況に応じて一部が省略される、またはコンサルタントの負担が変わるということがあり得ます。活動

の中身としましては、調査、中身の方針検討、それから見直し案の作成ということになります。調査としましては、準備、それから実施、まとめ。方針検討では、ガイドラインの各担当エリアの見直し方針や、取りまとめ作業方針を考える。最後に作業的な部分になりますが、作文、作図、原稿作成などを行っていきます。

体制ですが、これまで頂いた意見から可能性がありそうな形として、各研究室から希望者に参加していただき、研究室をまたいだチーム編成としています。チームごとに院生を想定したリーダーを置く。コンサルタントが全面的なサポートに入りますが、チームごとにコンサルタントが直接やりとりをして、調査や作業に関するフォローを行っていく形になります。

想定スケジュールは、前回の小委員会で示してくださいというご要望があった件ですが、来年度1年間を想定しています。最初にこの改定方針が定まってから、コンサルタントの方で、今あるデータの整理や、どのエリアはどういう調査をするかといった手順などの作成を行います。7月ぐらいをめどに、チーム、学生さんたちへの説明会を行いまして、8月、9月と、2カ月ぐらい実際の現地調査に入っていただきます。作業もここで、夏休みぐらいの期間でやっていただきまして、いったん10月の秋ごろに進捗の確認やその後の必要な作業の確認などを行った上で、必要に応じて追加作業をしていただいて、最後、年末にはそれをコンサルタントが引き取って取りまとめを行うといった流れを想定しています。改定方針には、ここまでスケジュールは詳しく載せないの、目的や体制のところを抜粋するような形で掲載することになります。以上です。

○中島委員長 ありがとうございます。いかがでしょうか。何かご意見はございますでしょうか。

○篠沢委員 篠沢です。研究室の協力を得てということだったのですけれども、こういうチーム編成が大学間をまたぐということは、例えば私の研究室だけではなくて、他の研究室に声を掛けて、やりたい子がいたら参加してもいいということですか。やはりある程度、取りまとめの教員の存在がいるのでしょうか。

○中島委員長 どうでしょうか。誰が決めるのかということもあります。

○事務局（景観・まちづくり課主査） 今、篠沢先生におっしゃっていただいたような研究室をまたぐ、あるいは学部なのかもしれませんが、多様な学生に参加していただけるのは区にとってもありがたいことですので、ご協力いただける方は、ぜひご参加いただければありがたいと思います。

○篠沢委員 なるほど。ありがとうございます。そうしましたら、何か方針が決まった段階

で、募集のPDFのチラシみたいなものがあるのを頂ければ、他の先生も経由しつつ、もちろん自分の研究室にも配りますけれども、そういう形で参加させていただくような手順を取りたいと思います。

○中島委員長 ありがとうございます。あと1点、学生に対する謝金というか、これはアルバイトという形になるのですか。そのあたりはどういうふうに考えているのでしょうか。

○事務局（景観・まちづくり課主査） 謝金等につきましては、明確にこれでいきたいと思います。というのはまだないですけれども、完全に時給制のアルバイトという感覚よりは、交通費相当分を含む謝礼というような位置付けでお願いできればと思っております。具体的な金額等々で、これをお願いしますといったはっきりしたものはまだないのですが、その辺については逆に各先生方から「これぐらいは」とか、もしあればお話を伺いたいところがございます。

○中島委員長 多分予算はそんなにないでしょうということと、単純労働、学生がただ働きでやるというふうにならないように考えたいということだけなのですが。要するにワーキンググループの中身、もちろんコンサルタントにいろいろな手順を頂いてやるのですが、やはりそこに創造的なのか試行錯誤するような、まさに考えなくてはいけないことがたくさんあってという方が取り組むときに意味があるので、単純作業をやるというよりは、そのあたりですよね。先ほどの公募のチラシもそうですし、これを通じて大学生たちがどういうことを得るのかということをはっきりとさせないといけないと思っています。

○坂井委員 質問が何点かあります。説明のペーパーの2の活動概要に①②③とありますけれども、下のスケジュールでは7～12月なのだと思いますが、2の活動概要の①②③全部をやるのか、このあたりの作業ですね。今のイメージで結構なので、実施作業のどのあたりまでが学生なのかなと思いましたというのが1点目です。

2点目は、延べ人数というか、72エリアあるので、どのぐらいの人数を考えていらっしゃるのかなというのが、もしあれば教えていただけますか。

○梵まちづくり研究所（吉田） 最初のご質問の①②③は、基本的に学生さんにやっていただく。もちろん途中でスタックしたり困ったらわれわれがフォローに入っていくのですが、基本的にはやっていただく。実は私は後藤春彦研究室の出身なもので、後藤先生と近い位置で実務をやっている関係で、後藤研究室の学生とわれわれ実務メンバーと一緒にやっていることが多くて、そのときも基本的には作業の枠組みを上から示して、その枠内では学生さんに自由にやってもらう。それで方向性がおかしければ修正しますし、もちろん枠組みの中でクリエイティブなところはいかんなく発揮してもらいたいという動き方をしているので、

そういうイメージです。基本的には、学生さんの学びとしても、成果の出し方としても、クリエイティブな考えをしてもらうという意味でも、①②③の流れは自主的にやってもらうのがいいかなと思っています。

○坂井委員 72エリアあるのですけれども、72のチームを作るというよりは多分もっと大きなチームだと思いますが、チームは何人ずつぐらいで、延べ人数は何人ぐらいという見立てはあるのですか。

○梵まちづくり研究所（吉田） 僕もこの資料を見ていて、チームのイメージというか定義が曖昧だなと思っていたのですけれども、人数規模としては、72エリアのうち、それほどまちの変化がなく、大学で担当してもらいたいのは30エリアぐらいで、学生さん2人で1チームでその30エリアほどを担当すると。学生さん2人のチームで1エリアではなく、2、3個のエリアを担当することもあると思いますが、延べでいうと30×2で60人ということですかね。1チームが複数のエリアを担当していくと延べ人数は減ってくるという規模感かなと思います。「チーム」が何を示しているのかは難しいのですけれども、2人1組の学生がチームといえばチームで、その中のリーダーといっても、2人の中のリーダーなので、あまり意味がないリーダーだと思いますが、あと、2人チームの中に必ず院生を置くというのは難しいかもしれないので、そこまではしなくてもいいかなとは思っていますが、もしかすると、2人1組のものがもう少し大きく集まって、広い地区ごとにチームを作るという、そちらをチームと呼ぶかもしれなくて、その場合には少しリーダーっぽい人がいた方がいいかもしれませんけれども、そこら辺はそれほど定まっているところではありません。

○坂井委員 2点目は少し細かい話でしたけれども、何となくのスケール感が欲しかったのでお聞きしたということです。1点目は①～③ということで分かりました。②の方針検討というのは、要するにどんな作業をするかとか、そういうことですかね。

○梵まちづくり研究所（吉田） こども多分、こちらで下準備というか、枠組みとして「ここら辺はこういうふうにやっていこう、こうだよ」と。しかし、面白い言葉とか発見を使った指示になるかなとも思います。あと、夜間景観とか国際化等、新しいテーマで調べたり、そういうガイドラインを設けようというときは、調査をそういうテーマでも見てもらって、新しいまちのルールが必要かどうかというところから学生さんに検討してもらうという作業にもなるかなと思います。

○坂井委員 ありがとうございます。

○中島委員長 私のイメージですが、72エリアなのですからけれども、確かもう1個、広域のエリ

アがありますよね、10個ぐらいの。

○梵まちづくり研究所（吉田） そうですね。

○中島委員長 10でしたっけ。

○坂井委員 はい。

○篠沢委員 10地区です。

○中島委員長 その10地区ごとにチームがあればいいのかなというイメージですけれども。その大きなエリアの中では、ちょっと大変なところとそうではないところがあると思うのですが、いゆる改定が必要なところとそうでないところ。ただ、飛び飛びで3つやれというよりも、地理的なまとまりがあった方が調査としてはやりやすいですよ。

そういう話と、あとはコンサルさんとチームがやりとりをするだけではなくて、チームの横での議論というのも、チームを超えたところも面白いところなので、そういうところは多分、何回か発表会というか、中間でわれわれも参加して各チームが発表して、「方針案でこんなことを考えているんですけど」みたいなものを、みんなで「いや、どうだろう」と議論したり、そういう会がきつと何回かあるのですよね。中間でみんなで発表し合うとか。そういうところもあるので、梵さんと各学生との関係だけではなくて、横の関係もうまくつくりながらやると学生としても面白いというか、他のチームとの競い合いみたいなことも出てきて面白そうですね。そういう意味では、例えば10個で3人、やはり30人ぐらいですかね。何となくイメージとしては20～30人いれば。1個1個が大きいのですけどね。10個でもかなり大きいエリアですけれども、ただ、まとまりはあるので比較的やりやすいかと思います。

○篠沢委員 篠沢です。僕も10個のチーム編成はいいかなと思います。それから、景観まちづくり計画の内容を見ると、各地区ごとに地区の概要をまとめて見開きのページがあって、その後それぞれエリアごとに見開きのページがありますよね。まず、やはり地区の概要を知ってからエリアに入ってもらいたいので、多分10地区のチームは1度その確認をしたり、この地区で時系列的に何か変化が起こったかの確認はするのかなと思って聞いていました。

一方で、エリアごとには景観形成の方針がかなりきっちりと出ていますよね。それをどういうふうにか考えるのかというところをキーにすれば、比較的、方針検討も、とんでもないものが出るわけではなくて、このときにこういう方針だったのが今できているということの確認から、ではこの次にどうするかという話ができればいいのかなと思って聞いていました。基本的に使える図は継承していくという形でいいですよ。

○梵まちづくり研究所（吉田） そうですね。使えるものは使っていきます。

○篠沢委員 改定するものは改定して。

○梵まちづくり研究所（吉田） 変えていくと。

○篠沢委員 はい。了解です。

○中島委員長 ゼロからではないので。

○篠沢委員 そうですね。

○中島委員長 そういう意味では、あくまでも改定ですから。

○篠沢委員 はい。

○中島委員長 先ほどの人数もそのぐらいの人数規模で、**篠沢先生**がおっしゃったように必ずしも研究室の人だけでなくもよくて、そのときに、それぞれの周辺もそうだし、前にこれと一緒にやったのが横浜国立大学の野原先生とか、都立大学の岡村先生とか、ああいうところなので、そういう学生にも声を掛ければ少しは乗ってくれるかなという算段があります。それだと人数が集まると。そうすると非常にインカレで面白いということになると思います。

○篠沢委員 インターカレッジ。

○中島委員長 はい。COVID-19の状況にもよりますけれども。

○坂井委員 今の**中島先生**の話を聞いて安心したのですが、この委員会の4人の先生たちだけではなくて、他の先生たちも入るといふ。

○中島委員長 そうですよ。

○坂井委員 というのは、最初にお断りというか、多分、私のところは1人か2人ぐらいしか連れていけないので、本当に猫の手ぐらいですということを最初に申し上げておいた方がいいかなと思って。分かりました。多くの学校とやるということですね。

○中島委員長 そうですね。**坂井先生**、**中島伸先生**にもぜひ声を掛けていただいて。

○坂井委員 そうですよ。はい。分かりました。

○篠沢委員 インカレっていいですね。何か、すごくいい表現だと思います。

○中島委員長 そうですね。懐かしいですよ。それで一夏やればいろいろなことが生まれるのではないのでしょうか。ということで、ワーキンググループは具体的なイメージが少しずつ出てきていますので、ぜひ来年それが実行できるように。COVID-19次第という感じもしますけれども。

○篠沢委員 **篠沢**です。その学生を引っ張るにも、景観まちづくり計画、景観形成ガイドラインの冊子を何部か大学に頂いておきたいのと、これはデジタル化されているのでしたっけ。

○事務局（景観・まちづくり課主査） 新宿区です。デジタル化もされておまして、ホー

ムページに上がっております。

○篠沢委員 なるほど。それを学生に「これの改定だよ」と言えばいいわけですね。

○事務局（景観・まちづくり課主査） そうですね。

○篠沢委員 了解です。

○事務局（景観・まちづくり課主査） 冊子もぜひプレゼントさせていただきたいと思えます。

○篠沢委員 そうですね。お願いします。ありがとうございます。

○中島委員長 よろしくお願ひいたします。では、そういうことで、ワーキンググループの話はよろしいでしょうか。その他というのは何かあるのですか。

議題3. その他

○事務局（景観・まちづくり課主査） 新宿区です。その他として2点ございます。まず、本日頂いた意見をまとめたものを、報告書の体为目标として、次回2月22日、月曜日、1～3時に予定している第4回の小委員会に出せるように、事前に郵便と電子メールで送付させていただきたいと思えます。第4回でこの小委員会の方向性についてはいったん結論を得たいと思えますので、よろしくお願ひいたします。また、今日ご欠席されている**伊藤先生**のご説明については、来週2月15日に私どもの方で、**中島先生**も一緒に恐縮ですがお願ひしてございまして、また皆さんに意見をフィードバックさせていただきたいと思えます。

次回景観審の予定につきましては、3月29日ということで事前にアナウンスさせていただいては、コロナの影響もございまして、書面で開催させていただきたいと思えます。こちらは**後藤会長**にも打診してございまして、書面開催をさせていただく予定です。書面開催で、次回の第4回検討小委員会を経た報告書を出して、区民委員の皆さんや他の委員の皆さんからも意見を頂戴する予定となっております。そういった予定で、今後さらに良いものを目指して先生方のお力をお借りしたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。事務連絡は以上です。

○中島委員長 どうもありがとうございます。それでは、以上で小委員会の全ての議題は終わりましたので、これで閉じたいと思えますが、よろしいでしょうか。

○坂井委員 はい。

○篠沢委員 はい。

○事務局（景観・まちづくり課主査） 先生方、ありがとうございました。

○中島委員長 ありがとうございました。引き続き第4回もよろしくお願いいたします。

午前11時30分閉会